

## 道路愛護団体交付金交付要綱

制 定 平成20年4月1日  
最近改正 令和3年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が交付する道路愛護団体交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 この交付金は、道路愛護活動を実践している団体（以下「道路愛護団体」という。）に、その活動に対する支援として交付金を交付することにより、市民活動を推進し、もって道路の美観の維持と公共施設愛護精神の高揚を図ることを目的とする。

### (交付の要件)

第3条 本市は、次の各号に掲げる要件を備えた道路愛護団体に、交付金を交付する。

- (1) 本市が管理する道路において、遊歩道、植樹帯等の清掃等の活動を、原則月1回以上行うこと。ただし、天候不順等で活動できない場合は、他の月に振替えることができる。
- (2) 10人以上の住民によって組織され、原則実施前年度の9月末までに、道路愛護団体結成届出書（様式第1）により市長に届け出た道路愛護団体であること。
- (3) 団体に関して変更が生じた場合に、道路愛護団体変更届出書（様式第2）により市長に届け出た道路愛護団体であること。

### (支援の対象及びその額)

第4条 交付金の交付対象となる経費及びその年度あたりの額は次のとおりとする。

- (1) 交付対象となる経費は、別表1に定める経費とする。
- (2) 交付金の年度あたりの額は、表1により求められる金額を上限とする。ただし、算定に用いる面積は、当該年度の活動開

始時における面積とする。

(3) 交付金の年度あたりの額は、実際に道路愛護団体が支出した交付対象経費もしくは、前号の上限額のいずれか低い方の金額とする。

(4) 交付金の単価の見直しは、3年を基本に行うものとする。

表1 交付金額算定基準

清掃等面積	1,000m <sup>2</sup> 以下	1,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 未満	10,000m <sup>2</sup> 以上
交付金額	60,000円	清掃等を行う面積 に単価（60円／m <sup>2</sup> ） を乗じた額	600,000円

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、交付対象としない。

- (1) 本市が支出する別の補助金等の対象となっている活動の経費
- (2) 営利を目的とする活動の経費
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする活動の経費
- (4) 前号に定めるものの他、別表2に定める経費

(活動計画)

第5条 道路愛護団体は、毎年度、活動を開始する前に道路愛護団体活動計画書（様式第3）によりその地区を所管する工営所（以下「所管工営所」という。）を経由して市長に提出しなければならない。

(活動報告等)

第6条 前条の活動計画書を提出した活動中の道路愛護団体は、毎月の活動終了後、速やかに活動の実施状況及び道路施設の現況について、道路愛護団体活動報告書（様式第4）により所管工営所長に報告すること。

2 前項の報告書には、必要に応じて次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 月別活動内容報告書（様式第5）
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等を添付した月別明細書（様式第6）

- 3 道路愛護活動を休止する道路愛護団体は、道路愛護団体活動中止届出書（様式第7）により、速やかに所管工営所長を経由して市長に届け出なければならない。
- 4 解散する道路愛護団体は、道路愛護団体解散届（様式第8）により、速やかに所管工営所長を経由して市長に届け出なければならない。
- 5 第3項及び第4項の規定による届け出がなく、活動を行っていない道路愛護団体は、解散したものとする。

(履行確認)

第7条 所管工営所長は、道路愛護団体から道路愛護団体活動報告書（様式第4）により報告を受けたときは、道路愛護団体活動報告書（様式第4）に基づき速やかに活動実績を確認すること。

(交付の申請等)

第8条 交付金の交付を受けようとする道路愛護団体は、毎年度の活動終了後もしくは活動終了が見込まれた時点で、3月末までに道路愛護団体交付金交付申請書（様式第9）を、所管工営所長を経由して市長に提出しなければならない。

- 2 道路愛護団体は、前項の規定に加えて10月中に道路愛護団体交付金交付申請書（様式第9）を、所管工営所長を経由して市長に提出した場合、第4条の表1により求められる金額の1／2を上限額として、別表1に定める経費を対象に交付金の交付を受けることができる。ただし、年度あたりの交付金の額は、第4条第1項3号に定める金額とする。
- 3 年度途中に解散、休止若しくは活動再開した道路愛護団体は、当該年度に第3条第1号に規定する活動を行った月数（以下「活動月数」という。）単位で交付金の交付を受けることができる。この場合の交付金の額は、第4条の表1により求められる金額を12で除した額（1円未満切捨て）（以下、月交付額という。）に活動月数を掛けた金額もしくは年度内の活動期間中に支出した交付対象経費のいずれか低い方の金額とする。
- 4 前項の道路愛護団体が第2項に定める10月中の交付申請を行う場合、その交付上限額は、月交付額に4月から9月までの活動月数を掛けた金額とする。ただし、年度あたりの交付金額は、前項に定める金額とする。

(申請書の審査)

第9条 所管工営所長は、道路愛護団体交付金交付申請書（様式第9）を受理したときは、交付要件を審査し、当該申請書に道路愛護団体から提出された道路愛護団体活動報告書（様式第4）を添付のうえ市長に報告すること。

(交付の決定及び通知等)

第10条 市長は、道路愛護団体から所管工営所長を経由して道路愛護団体交付金交付申請書（様式第9）の提出があったときは、所管工営所が受理してから30日以内に交付又は不交付の決定を行う。

- 2 市長は、交付金の交付並びに交付金額を決定したときは、道路愛護団体交付金交付決定通知書（様式第10）により速やかにその決定内容及びこれに付した条件を道路愛護団体に通知するものとする。
- 3 市長は、交付金の不交付を決定したときは、道路愛護団体交付金不交付決定通知書（様式第11）により不交付決定の理由を付し、道路愛護団体に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条の2 交付金の交付申請を行った道路愛護団体は、前条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容またはこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、道路愛護団体交付金交付申請取下書（様式第12）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げを行うことができる期間は、交付決定通知を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付金の請求)

第11条 交付金の交付決定を受けた道路愛護団体は、交付金を請求書により請求する。

(交付金の交付)

第12条 市長は、道路愛護団体からの請求があったときは、速やかに交付金を交付する。

(関係資料の検査)

第13条 市長は、交付金の適正な執行を期するため、必要があると認めた

ときは、道路愛護団体に報告を求め、また道路愛護団体の承諾を得た上で、職員に帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(決定の取消し)

第14条 市長は、道路愛護団体が、不適切な会計処理を行った場合や、活動報告書及びその他の添付書類に虚偽の事実を記載した場合、並びに道路愛護団体が政治的行為を行ったと認められる場合や法令または公序良俗に反する活動を行ったときには、交付金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、交付金の交付後についても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して道路愛護団体交付金交付決定取消通知書（様式第13）により通知するものとする。

(交付金の返還)

第15条 市長は、交付金の交付決定を取消した場合において、交付対象活動の当該取消し部分に関し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 道路愛護団体は、前条の規定により交付金の返還を求められたときは、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該交付金額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

- 2 道路愛護団体が交付金の返還を求められ、これを納期限までに納付しなかったときは、税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

(関係書類の整備)

第17条 道路愛護団体は、活動経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第10条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第18条 市長は、道路愛護団体の活動に係る活動計画書並びに収支決算に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、道路愛護団体も自主的に公表するよう努めるものとする。

(附 則)

昭和50年10月1日付「道路愛護団体助成金交付要綱」は、廃止する。

(附 則)

平成20年度における交付金の交付額及び清掃等の作業回数については、別途通知する。

(附 則)

平成24年度においては、平成24年8月1日から平成25年3月31日までを交付金の交付対象期間とし、8月1日より活動計画書を受け付けるものとする。

なお、交付金額については、第4条により算定された額に対し12分の8を乗じた額の範囲内で交付するものとする。

(附 則)

平成27年3月31日まで、平成26年12月1日改正前の要綱の様式で作成した届出等は、改正後の要綱の様式で作成したものとみなす。

(附 則)

この要綱は、平成20年4月1日より実施する。

この要綱は、平成22年4月1日より実施する。

この要綱は、平成24年8月1日より実施する。

この要綱は、平成26年12月1日より実施する。

この要綱は、平成28年4月1日より実施する。

この要綱は、令和3年4月1日より実施する。

別表1 交付対象となる経費（活動実施に伴う経費）

- ・活動に必要な消耗品（清掃用具、清掃時に必要な飲み物代、活動参加者への簡易な謝礼品など）
- ・活動に必要な事務的経費（通信代、コピーワーク代、会議室使用料、会議時の飲み物代などただし飲食店の利用は除く）
- ・活動に必要な機器の購入及び修繕費
- ・道路愛護活動対象箇所における道路愛護団体主催の行事経費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 交付対象とならない経費

- ・道路愛護団体の構成員に対する現金、金券、嗜好品（タバコ、アルコール類）
- ・飲食費のうち、清掃・会議時における飲み物以外のもの
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・町会等への分担金

(様式第1)

## 道路愛護団体結成届出書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

道路愛護団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

このたび、次のとおり道路愛護団体を結成したので関係書類を添えて届けます。

愛護活動 対象区間	区 から ----- 区 まで
団体の所在地	区
活動の主体 (該当に✓)	<input type="checkbox"/> 地域町会(名称 ) <input type="checkbox"/> 女性会 (名称 ) <input type="checkbox"/> 老人会 (名称 ) <input type="checkbox"/> その他 (名称 )
会員数	名
活動内容 (該当に✓)	<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 除草 <input type="checkbox"/> その他 ( )
関係書類	会則 役員名簿 その他 ( )

(本市記入欄)

路線名				
区域	面積 m <sup>2</sup>	区間延長 m	幅員 (平均) m	m~ m

(様式第2)

## 道路愛護団体変更届出書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

道路愛護団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

このたび、当団体に次のとおり変更がありましたので届けます。

変更事項 (該当番号に○)	1. 代表者 2. 役員※① 3. 会則※② 4. 活動区間 5. 团体名 6. その他( )
内 容	(旧)  (新)
理 由	
変更年月日	令和 年 月 日

※① 役員変更の場合、道路愛護団体役員名簿(様式第2-A)とともに届け出てください。

※② 会則変更の場合、改正後の会則とともに届け出てください。

(様式第2—A)

## 道路愛護団体役員名簿

令和 年 月 日 現在

团体名：

(様式第3)

## 道路愛護団体活動計画書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

道路愛護団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

令和 年度の活動計画について、次のとおり提出します。

### 1 年間活動目標（該当する目標に✓をつける）

- 快適で安全に利用できるきれいな道路にする。
- 道路利用者などの道路愛護意識を高め、マナーの向上を促す。
- 道路愛護活動に賛同する人が増えるよう活動を行う。
- 活動を通じて参加者や住民の交流を深める。

その他



### 2 道路愛護団体変更内容（いずれかの□に✓をつける）

- 代表者、役員、会則、活動区間などの変更はありません。
- 代表者、役員、会則、活動区間などの変更があるので  
道路愛護団体変更届出書を添付します。

### 3 年間活動予定

#### 【全体活動予定】

活動番号	活動予定月日 (×日または第△日曜日など)		活動予定内容 (予定する活動に○)	活動予定人数
1	月		・清掃　　・除草 ・その他( )	人
2	月		・清掃　　・除草 ・その他( )	人
3	月		・清掃　　・除草 ・その他( )	人
4	月		・清掃　　・除草 ・その他( )	人
5	月		・清掃　　・除草 ・その他( )	人
6	月		・清掃　　・除草 ・その他( )	人
7	月		・清掃　　・除草 ・その他( )	人
8	月		・清掃　　・除草 ・その他( )	人
9	月		・清掃　　・除草 ・その他( )	人
10	月		・清掃　　・除草 ・その他( )	人
11	月		・清掃　　・除草 ・その他( )	人
12	月		・清掃　　・除草 ・その他( )	人

※ 市民活動保険適用のため、予定している活動を記入してください。

※ 記入欄が足りない場合は、本用紙を追加してください。

## 【全体活動以外の活動予定】

(全体活動以外の少人数での活動)

いずれかの□に✓をつける

- 全体活動以外に、少人数での活動予定はありません。
- 全体活動以外に、次のとおり少人数の活動を予定しています。

活動番号	①活動予定内容	②活動予定日 または 活動予定回数	③活動予定人数	④その他 (時間帯など)
1	・清掃　　・除草 ・その他( )			
2	・清掃　　・除草 ・その他( )			
3	・清掃　　・除草 ・その他( )			
4	・清掃　　・除草 ・その他( )			
5	・清掃　　・除草 ・その他( )			
6	・清掃　　・除草 ・その他( )			

※①～④の記入例は次のとおりです。

- ①については、予定する活動に○
- ②については、「○月△日」、「週に2回」、「月に4回」、「毎週日曜日」などを記入
- ③については、「3人」、「5～10人」、「毎回2～3人」などを記入
- ④については、「△時～○時」、「夕方」、「□月～×月」などを記入

※ 市民活動保険適用のため、予定している活動を記入してください。

※ 記入欄が足りない場合は、本用紙を追加してください。

(様式第4)

## 道路愛護団体活動報告書

(令和 年 月分)

令和 年 月 日

道路愛護団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

次のとおり報告します。

### 1 活動内容（いずれかの□に✓をつける）

- 添付の月別活動内容報告書のとおり活動しました
- 次の理由で活動できませんでしたので、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月に  
今月分の活動を追加して行います（月別活動内容報告書添付不要）  
理由：
- 

### 2 支出額（いずれかの□に✓をつける）

- 添付の月別明細書のとおり支出しました
- 支出はありません（月別明細書添付不要）

### 3 活動による道路施設の現状（いずれかの□に✓をつける）

- 良 好
- 不 良
- 活動未実施

(様式第5)

## 月別活動内容報告書 (令和 年 月分)

### 1 全体活動（いずれかの□に✓をつける）

- 道路愛護団体活動計画書のとおり活動しました。  
 道路愛護団体活動計画書と異なり、次のとおり変更しました。  
(下表の①～④のうち変更した内容を記入してください。)

※活動番号	① 活動日 月	日	② 活動内容(実施した活動に○) ・清掃 ・除草 ・その他( )	③ 活動人数 人	④ その他 (中止など)

- 全体活動は行っていません。

### 2 全体活動以外の少人数活動（いずれかの□に✓をつける）

- 道路愛護団体活動計画書のとおり活動しました。  
 道路愛護団体活動計画書と異なり、次のとおり変更しました。  
(下表の①～④のうち変更した内容を記入してください。)

※活動番号	①活動内容 (実施した活動に○) ・清掃 ・除草 ・その他( )	②活動日または 活動回数	③活動人数	④その他 (活動時間や中止など)

- 全体活動以外の少人数での活動は行っていません。

※ 左端の活動番号は、道路愛護団体活動計画書の【活動予定】に記載した活動番号を記入してください。

(様式第6)

## 月別明細書

令和 年 月 分

(単位：円)

品目	支出内訳	支出額	備考
支出額合計			

### 領收書等貼付欄

貼付スペースが足りない場合は、別紙用紙に貼付してください。

(様式第7)

## 道路愛護団体活動中止届出書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

道路愛護団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

このたび、次のとおり道路愛護団体活動を中止しますので届けます。

1 中止期間

2 理由

(様式第8)

## 道路愛護団体解散届

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

道路愛護団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

このたび、次のとおり当団体を解散しますので届けます。

1 解散年月日

2 解 散 理 由

\* 総会等で解散決議を行った場合、その議事録を添付してください。

(様式第9)

令和\_\_\_\_年度

道路愛護団体交付金交付申請書（第\_\_\_\_回申請）

【  中間  最終 】

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

道路愛護団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

道路愛護団体交付金について次のとおり交付申請します。

1 交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

※上記金額に該当する道路愛護団体活動報告書（様式第4・5・6）を添付  
〔支出のない月は、道路愛護団体活動報告書（様式第4・5）を添付〕

## 2 道路愛護団体活動効果

(該当する効果に✓をつける)

- 快適で安全に利用できるきれいな道路になった。
- 道路利用者などの道路愛護意識が高まり、マナーが向上した。
- 道路愛護活動に賛同する人が増えた。
- 活動を通じて参加者や住民の交流が深まった。
- その他（他の効果等があれば下に記入してください）



### 大阪市記入欄

上記のとおり活動があったことを認めます。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 工営所長

印

(様式第10)

大建 第 号

令和 年 月 日

団体名

代表者氏名 様

大阪市長

## 道路愛護団体交付金交付決定通知書

令和 年 月 日付で、申請のありました令和 年度の交付金について次のとおり交付することを決定したので通知します。

記

交付金額 円也

(様式第11)

大建第 号

令和 年 月 日

団体名

代表者氏名 様

大阪市長

## 道路愛護団体交付金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けて申請のありました令和 年度の交付金について次の理由により、交付できないことを決定したので通知します。

記

(理由)

## 道路愛護団体交付金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

道路愛護団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付け大建第 号にて通知の  
あった道路愛護団体交付金の交付決定について、道路愛護団体  
交付金交付要綱第10条の2の規定により、申請を取下げます。

1 交付金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第13)

大建第 号  
令和 年 月 日

団体名  
代表者氏名 様

大阪市長

### 道路愛護団体交付金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付大建第 号にて交付決定した道路愛護団体交付金について、道路愛護団体交付金交付要綱第14条の規定により、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

#### 1 取消の内容

#### 2 取消の理由